

会 員 殿

公益社団法人 和歌山県トラック協会
会長 阪本 享三

**令和6年度 自動点呼機器導入促進助成事業の実施について
(助成金のご案内)**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼に係る支援機器及びシステム等の普及促進を図ることを目的として、当該機器の取得費用の一部を助成する旨の案内がありましたのでお知らせ致します。

敬 具

記

1. 予 算 総 額 5,000万円（500台分）なお、予算額に達した時点で締め切ります。

2. 助 成 期 間 令和6年4月1日～令和7年2月28日

3. 助 成 対 象 者 (公社) 和歌山県トラック協会会員事業者で中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助 成 要 件

- ・助成対象は、国交省の認定を受けたもの
- ・令和6年4月1日以降に導入（契約もしくはサービスの利用を開始）したものを対象とする。
- ・助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。

5. 助 成 額 対象となる自動点呼機器の導入費用（上限10万円）

※当年度内の申請台数は、1事業者当たり1台を上限とする。

但し、所属する協会の域内に安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は2台分（上限20万円）とする。

6. 申 請 書 類 ①自動点呼機器導入促進助成事業助成申請書

②契約書もしくはサービス利用申込書（写）（表紙のみ、利用規約以降は省略可）

③領収書（写）

④国交省に届出をし、受理された「乗務後自動点呼の届出実施に係る届出書」（写）

⑤Gマーク認定証（写）

7. 申 込 先 申請書及び添付書類を当協会宛持参または送付して下さい。

〒640-8404 和歌山市湊1414番地

（公社）和歌山県トラック協会 交付金課

TEL (073) 422-6771

※交付要綱、申請書類様式等につきましては、和ト協ホームページ (<http://www.watotkyo.org>) 【助成金のご案内】をご覧下さい。

自動点呼機器導入促進助成金 交付要綱

令和3年1月5日 制定
令和6年3月27日一部改正
公益社団法人全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器を導入する各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるのは、別に定める自動点呼機器とする。

(助成金の交付予算額)

第3条 助成金の交付予算額は、50,000,000円とする。

(助成額)

第4条 助成金は、国土交通省が認定した自動点呼機器の導入費用を負担した場合に、1事業者1台あたり10万円を上限に交付する。

2 上記の規定にかかわらず、安全性優良事業所（Gマーク事業所）を有する事業者は、2台分で20万円を上限とする。

(実績報告及び助成金の請求)

第5条 地方ト協は、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第6条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは地方ト協に対して助成金を交付する。ただし、予算に達した時点で、締め切りとする。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第7条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業

者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限等)

第8条 事業者は交付対象となった機器の導入日から1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (令和3年1月5日)

第1条 本要綱は令和3年1月5日より適用する。

(附則) (令和4年3月28日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年2月15日)

第1条 本要綱は令和5年2月15日より適用する。

(附則) (令和5年3月15日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する。

(附則) (令和5年4月12日)

第1条 本要綱は令和5年4月1日より適用する

(附則) (令和6年3月27日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する